

# 矢巾町成年後見制度利用促進基本計画

令和3年3月

矢 巾 町



## 目 次

1	基本計画の目的	1
2	基本計画の概要	1
(1)	基本計画の位置づけ	1
(2)	基本計画の期間	1
(3)	計画策定のための取り組み及び体制	1
3	成年後見制度の利用促進に関する現状と課題	2
(1)	現状	2
(2)	課題	10
4	計画の目標と基本的な考え方	11
(1)	目標	11
(2)	基本的な考え方	11
ア	地域連携ネットワークの三つの役割	11
(ア)	成年後見制度等の利用が必要な人の発見・支援	11
(イ)	早期の段階からの相談・対応体制の整備	11
(ウ)	意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	11
イ	地域連携ネットワークの基本的仕組み	13
(ア)	本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	13
(イ)	地域における「協議会」等の体制づくり	14
ウ	地域連携ネットワークの中核機関	16
エ	地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等	16
(ア)	広報機能	16
(イ)	相談機能	16
(ウ)	成年後見制度利用促進機能	19
a	受任者調整等の支援	19
b	担い手の育成・活動の促進	19
c	日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	19
(エ)	後見人支援機能	20
(オ)	不正防止効果	20
オ	中核機関の設置・運営形態	20
(ア)	設置の区域	20
(イ)	設置の主体	20
(ウ)	運営の主体	20
5	成年後見町長申立と利用助成の実施	21
6	計画の推進	21
	資料編	23



# 1 基本計画の目的

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、町内における成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

# 2 基本計画の概要

## (1) 基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項において、市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされていることから、計画を策定するものです。

なお、本計画は、「第 2 期矢巾町地域福祉計画」と一体的に取り組み、「矢巾町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」、「第 6 期矢巾町障がい者福祉計画」などの関連計画との整合性を図りながら策定します。

## (2) 基本計画の期間

本計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年を計画期間とします。今後、関連計画（地域福祉、高齢者福祉・介護保険事業、障がい者福祉）の見直しに伴い、本計画を該当する部分に統合していくことを検討していきます。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
成年後見制度利用促進基本計画（国）	第 1 期					次期計画			
矢巾町地域福祉計画	第 1 期			第 2 期				次期計画	
矢巾町高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第 6 期	第 7 期		第 8 期				次期計画	
矢巾町障がい者福祉計画	第 4 期	第 5 期		第 6 期				次期計画	
矢巾町成年後見制度利用促進基本計画					第 1 期				次期計画

## (3) 計画策定のための取り組み及び体制

令和 2 年 8 月に矢巾町成年後見制度利用促進審議会を設置し、学識経験者、医療・福祉関係者、司法関係者、町民等により基本計画策定に関して審議を行いました。また、令和 3 年 2 月 18 日から 3 月 19 日まで、パブリックコメントを実施いたしました。

### 3 成年後見制度の利用に関する現状と課題

#### (1) 現状

・成年後見制度の対象と推察される方（令和2年4月1日時点）

認知症高齢者 ※1	796名
療育手帳を所持している人	240名
精神障害者保健福祉手帳を所持している人	177名
合 計	1,213名

※1 要介護(支援)認定を受けている方のうち日常生活自立度がⅡa(※2)以上の方)

※2 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態（たびたび道に迷う、買い物や事務・金銭管理などそれまでできたことができない等）

・成年後見制度の利用者数（各年12月末時点）※盛岡家庭裁判所資料より

	平成29年	平成30年	令和元年
被後見人	58名	58名	63名
被保佐人	3名	3名	2名
被補助人	1名	1名	1名
合 計	62名	62名	66名

・町長申立（※3）件数（過去5年間）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	合 計
高齢者	1件	0件	0件	0件	0件	1件
障がい者	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合 計	1件	0件	0件	0件	0件	1件

※3 成年後見制度の利用が必要であるが、親族等による申立が期待できない場合であって、その方の福祉を図るために特に必要があると認められる場合に、成年後見人等が選任されるように市町村長が申立てることができる。

・日常生活自立支援事業の利用状況（令和2年4月1日時点）

施設入所者	6名
在 宅	2名
合 計	8名

・アンケート調査結果

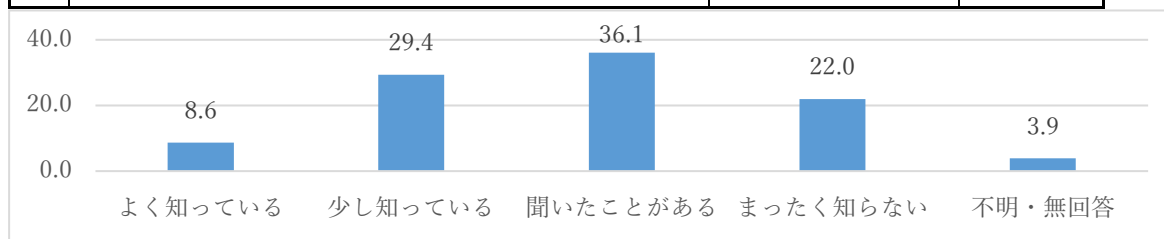
## 【高齢者】

対象者：65歳以上の高齢者（要介護1～要介護5を除く）から1000名を無作為抽出

回収率：660名/1,000名 66.0%

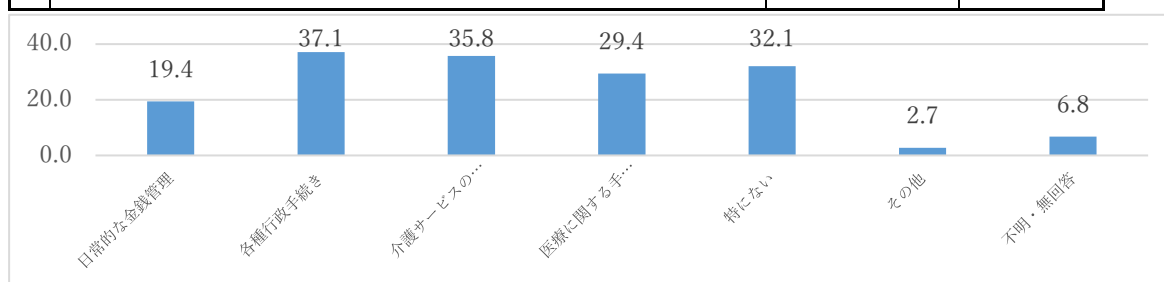
### ① 成年後見制度を知っていますか

選択肢		回答数(人)	割合(%)
1	よく知っている	57	8.6
2	少し知っている	194	29.4
3	聞いたことがある	238	36.1
4	まったく知らない	145	22.0
	不明・無回答	26	3.9
	全体	660	100.0



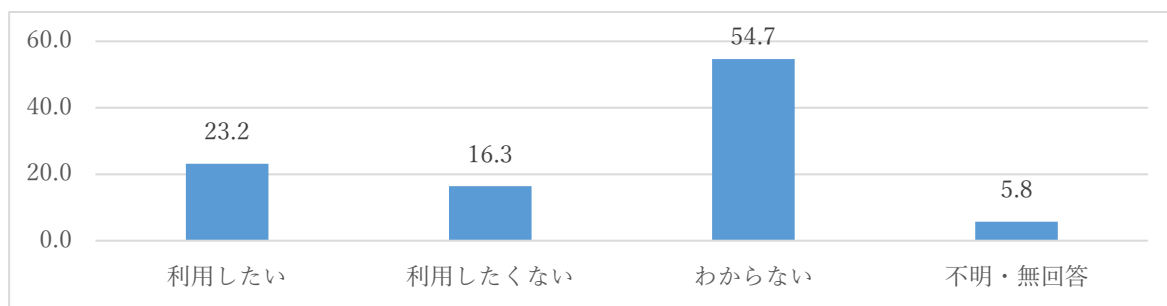
### ② 将来的に不安を感じることは何ですか(複数回答)

選択肢		回答数(人)	割合(%)
1	日常的な金銭管理	128	19.4
2	各種行政手続き	245	37.1
3	介護サービスの利用手続き	236	35.8
4	医療に関する手続き	194	29.4
5	特にない	212	32.1
6	その他	18	2.7
	不明・無回答	45	6.8
	全体	660	-



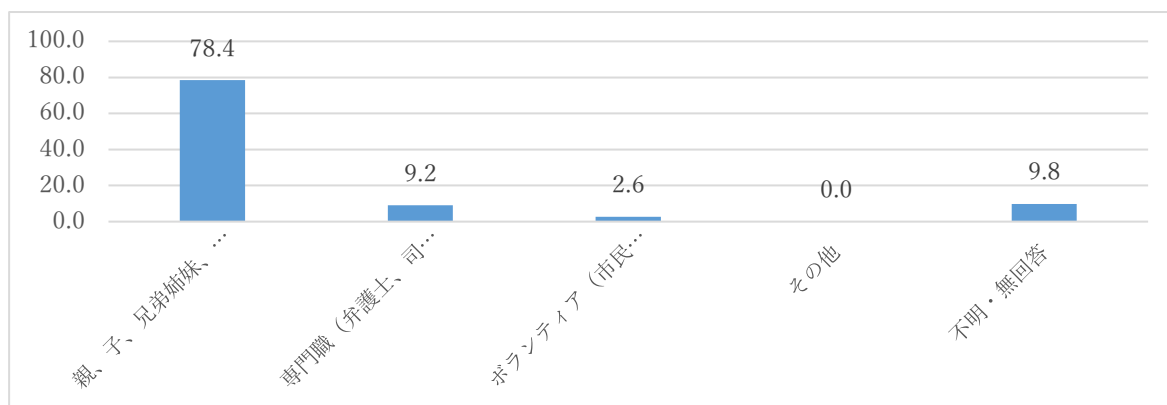
### ③ 認知症などで判断が十分にできなくなったとき「成年後見制度を利用したいですか」

選択肢		回答数(人)	割合(%)
1	利用したい	153	23.2
2	利用したくない	108	16.3
3	わからない	361	54.7
	不明・無回答	38	5.8
	全体	660	100.0



④ア 利用したい場合、後見人は誰になってもらいたいですか

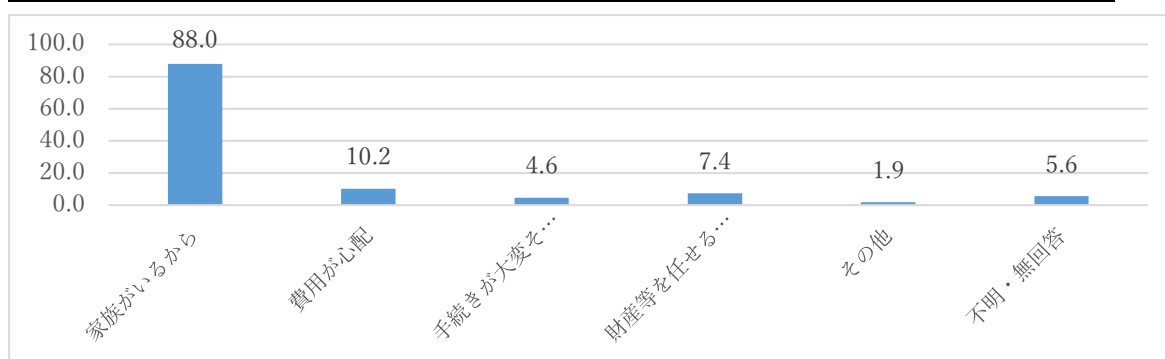
選択肢		回答数(人)	割合(%)
1	親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他親族	120	78.4
2	専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）	14	9.2
3	ボランティア（市民後見人など）	4	2.6
4	その他	0	0.0
	不明・無回答	15	9.8
	非該当	507	-
	全体	153	100.0





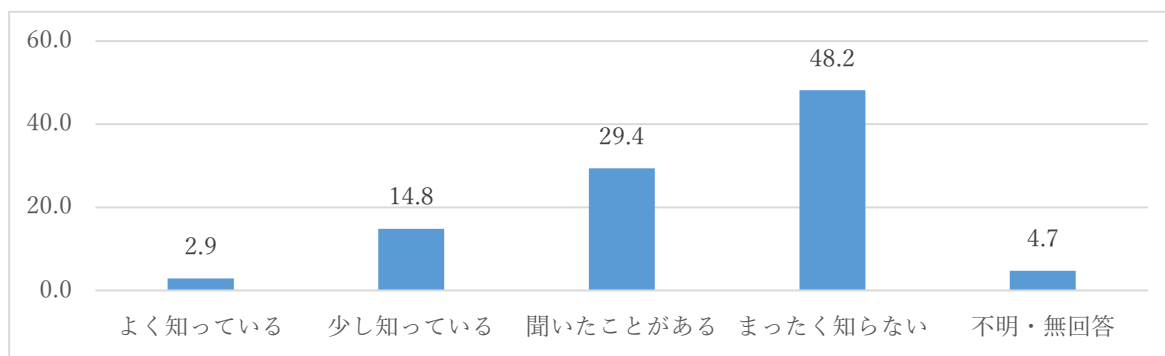
④イ 利用したくない理由は何ですか(複数回答)

選択肢		回答数(人)	割合(%)
1	家族がいるから	95	88.0
2	費用が心配	11	10.2
3	手続きが大変そうだから	5	4.6
4	財産等を任せることに不安があるから	8	7.4
5	その他	2	1.9
	不明・無回答	6	5.6
	非該当	552	-
	全体	108	-



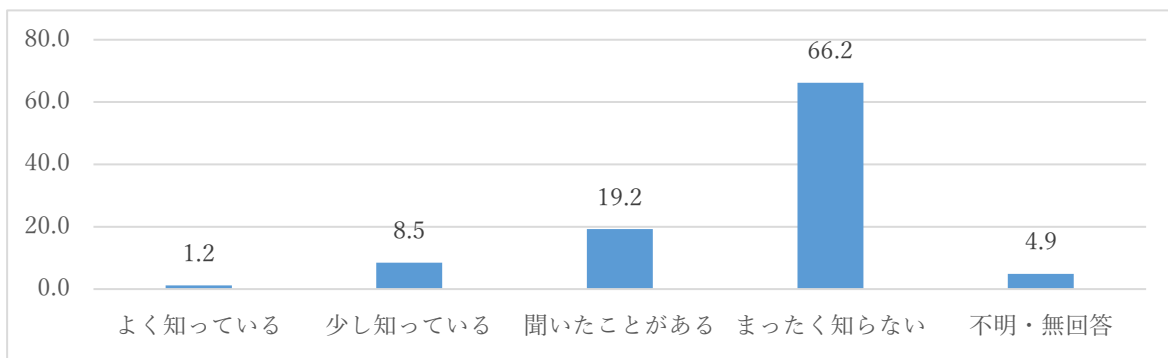
⑤ 任意後見制度を知っていますか

選択肢		回答数(人)	割合(%)
1	よく知っている	19	2.9
2	少し知っている	98	14.8
3	聞いたことがある	194	29.4
4	まったく知らない	318	48.2
	不明・無回答	31	4.7
	全体	660	100.0



⑥ 市民後見人を知っていますか

選択肢		回答数(人)	割合(%)
1	よく知っている	8	1.2
2	少し知っている	56	8.5
3	聞いたことがある	127	19.2
4	まったく知らない	437	66.2
	不明・無回答	32	4.9
	全体	660	100.0



【障がい者】

対象者：療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者から 267 名を無作為抽出

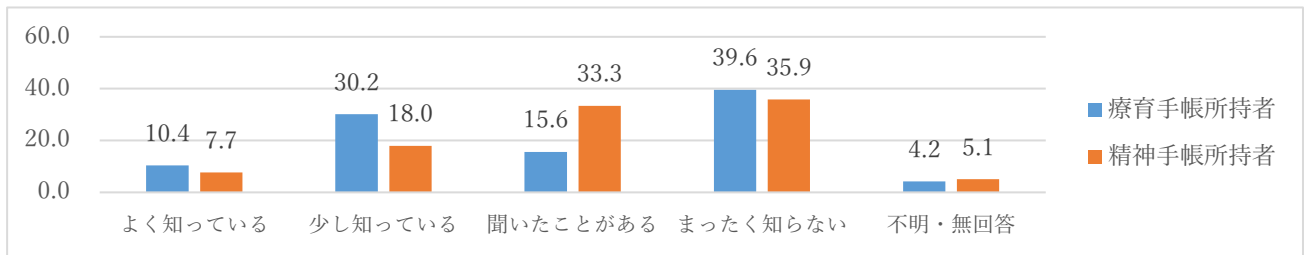
回収率：療育手帳所持者 96 名/135 名 71.1%

精神障害者保健福祉手帳所持者 78 名/132 名 59.0%

合計 174 名/267 名 65.1%

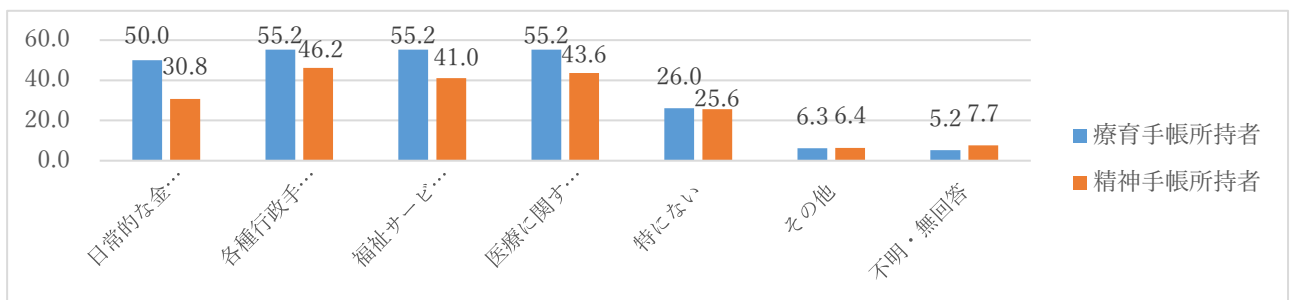
① 成年後見制度を知っていますか

選択肢		療育(人)	精神(人)	割合(療育)(%)	割合(精神)(%)
1	よく知っている	10	6	10.4	7.7
2	少し知っている	29	14	30.2	18.0
3	聞いたことがある	15	26	15.6	33.3
4	まったく知らない	38	28	39.6	35.9
	不明・無回答	4	4	4.2	5.1
	全体	96	78	100.0	100.0



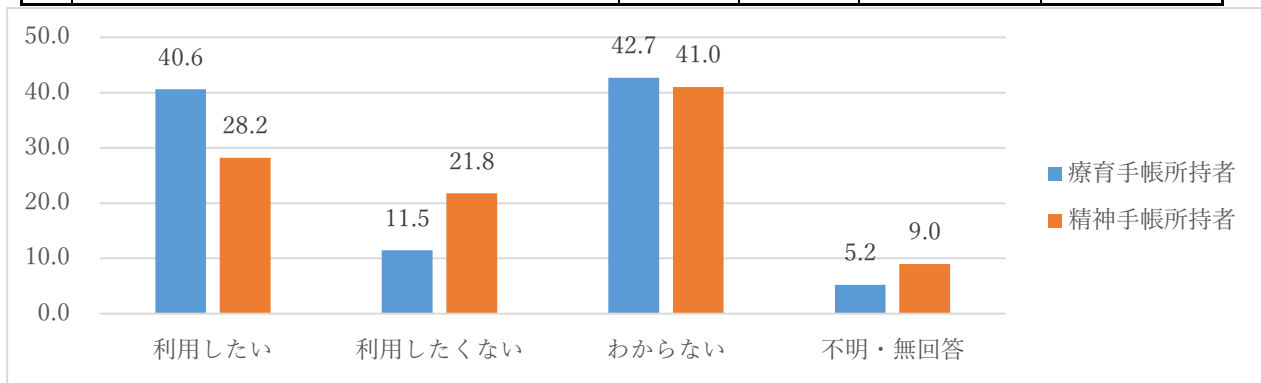
② 将来的に不安を感じることは何ですか(複数回答)

選択肢		療育(人)	精神(人)	割合(療育)(%)	割合(精神)(%)
1	日常的な金銭管理	48	24	50.0	30.8
2	各種行政手続き	53	36	55.2	46.2
3	福祉サービスの利用手続き	53	32	55.2	41.0
4	医療に関する手続き	53	34	55.2	43.6
5	特にない	25	20	26.0	25.6
6	その他	6	5	6.3	6.4
	不明・無回答	5	6	5.2	7.7
	全体	243	157	-	-



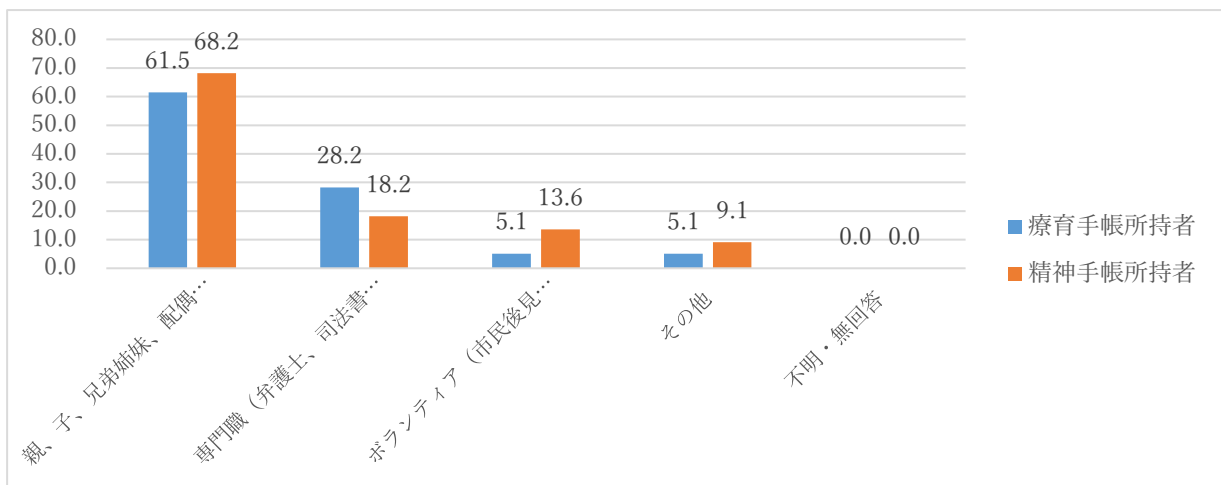
③ 判断が十分にできなくなったとき「成年後見制度」を利用したいですか

選択肢		療育(人)	精神(人)	割合(療育)(%)	割合(精神)(%)
1	利用したい	39	22	40.6	28.2
2	利用したくない	11	17	11.5	21.8
3	わからない	41	32	42.7	41.0
	不明・無回答	5	7	5.2	9.0
	全体	96	78	100.0	100.0



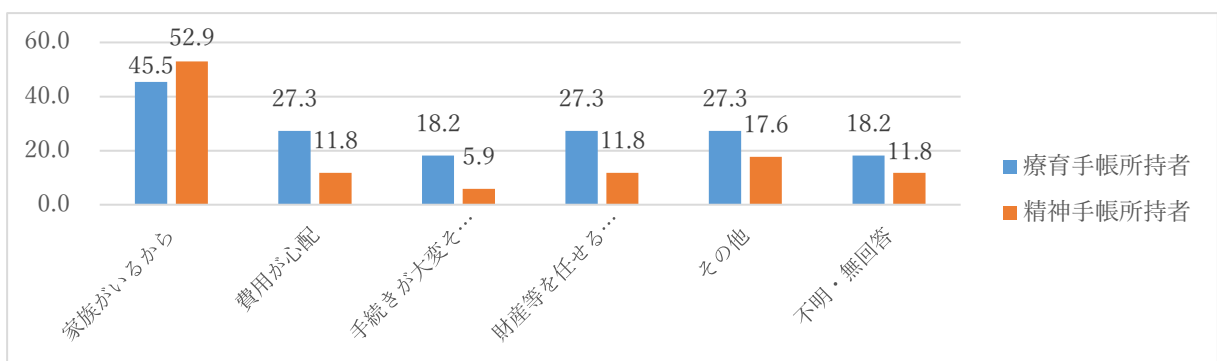
④ア 後見人は誰になってもらいたいですか

選択肢		療育(人)	精神(人)	割合(療育)(%)	割合(精神)(%)
1	親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他親族	24	14	61.5	63.6
2	専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）	11	3	28.2	13.6
3	ボランティア（市民後見人など）	2	3	5.1	13.6
4	その他	2	1	5.1	4.6
	不明・無回答	0	1	0.0	4.6
	非該当	57	56	-	-
	全体	96	78	100.0	100.0



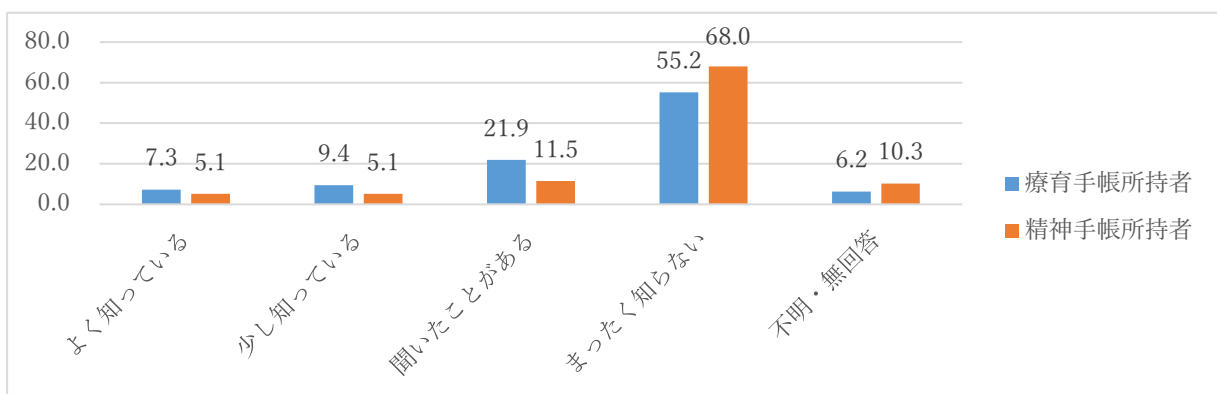
④イ 利用したくない理由は何ですか(複数回答)

選択肢		療育(人)	精神(人)	割合(療育)(%)	割合(精神)(%)
1	家族がいるから	5	9	45.5	52.9
2	費用が心配	3	2	27.3	11.8
3	手続きが大変そうだから	2	1	18.2	5.9
4	財産等を任せることに不安があるから	3	2	27.3	11.8
5	その他	3	3	27.3	17.6
	不明・無回答	2	2	18.2	11.8
	非該当	85	61		
	全体	103	80	-	-



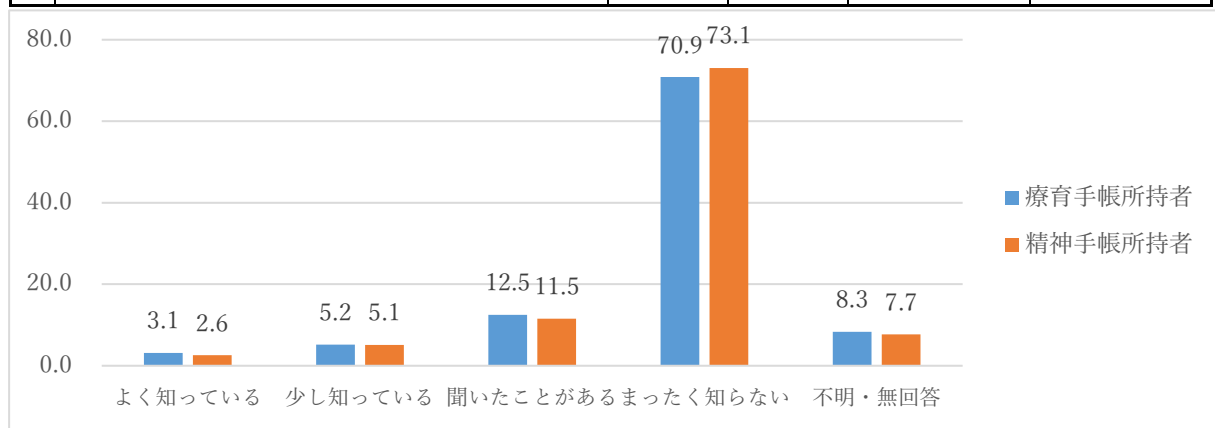
⑤ 任意後見制度を知っていますか

選択肢		療育(人)	精神(人)	割合(療育)(%)	割合(精神)(%)
1	よく知っている	7	4	7.3	5.1
2	少し知っている	9	4	9.4	5.1
3	聞いたことがある	21	9	21.9	11.5
4	まったく知らない	53	53	55.2	68.0
	不明・無回答	6	8	6.2	10.3
	全体	96	78	100.0	100.0



⑥市民後見人を知っていますか

選択肢		療育(人)	精神(人)	割合(療育)(%)	割合(精神)(%)
1	よく知っている	3	2	3.1	2.6
2	少し知っている	5	4	5.2	5.1
3	聞いたことがある	12	9	12.5	11.5
4	まったく知らない	68	57	70.9	73.1
	不明・無回答	8	6	8.3	7.7
	全体	96	78	100.0	100.0



(2) 課題

本町においては、成年後見制度の対象と推察される人が1,213名となっており、何らかの支援を必要としていると思われます。しかしながら、成年後見制度の利用者は66名にとどまっていることから、成年後見制度による支援を必要としている人が、実際には制度を利用できていない可能性があると考えられます。

アンケート調査では、成年後見制度についての理解が十分ではないという結果となり、成年後見制度の普及啓発及び制度利用への支援が必要であると考えられます。

また、介護サービス提供事業所からのヒアリングにおいては、単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者と高齢者の世帯などの増加により、成年後見制度の利用が必要と思われる人の増加も想定されるとの意見もあり、福祉事業者などの関係機関への制度周知も必要と考えられます。

## 4 計画の目標と基本的な考え方

### (1) 目標

成年後見制度は、判断能力が不十分で意思決定が困難な人について、その判断能力を補うことにより、本人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するための制度です。

これまで、判断能力が不十分で意思決定が困難な人の支援は、家族が中心となって行われてきましたが、高齢化や世帯構成の変化などにより、単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者と高齢者の世帯など、家族内での支援が困難な状況が増加していくことが見込まれます。

本計画では、認知症や障がい等により判断能力が不十分になっても、誰もが住み慣れた地域で尊厳を持ってその人らしく生活を継続できるまちを目指します。

### (2) 基本的な考え方

#### ア 地域連携ネットワークの三つの役割

##### 【地域連携ネットワークとは】

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

本町では、近隣の5市町の共同による「中核機関」として「盛岡広域成年後見センター」を設置し、行政や関係する専門機関が連携する「地域連携ネットワーク」を構築し、地域住民の協力も得ながら、以下に掲げる事項について取り組んでいきます。

#### (ア) 成年後見制度等の利用が必要な人の発見・支援

地域において、成年後見制度等の利用が必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、迅速に必要な支援に結び付けます。

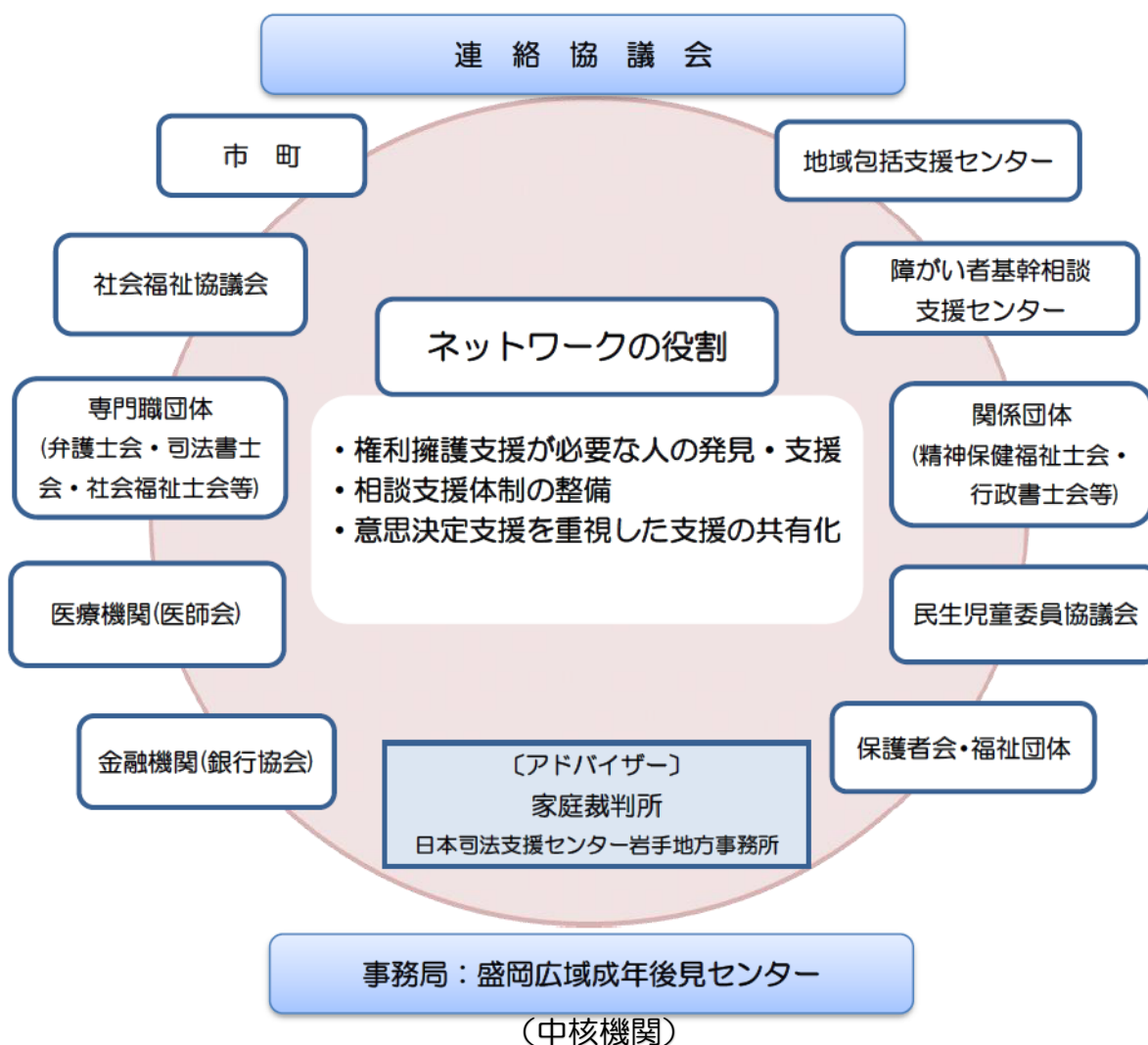
#### (イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や後見・保佐・補助類型といった選択肢を含めた成年後見制度の利用について、住民が身近な地域で相談できるよう窓口等の体制を整備します。

#### (ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度をその人らしく生活を継続するための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

## ～地域連携ネットワークのイメージ～



### 【連絡協議会】

- 委員：・市町・社会福祉協議会・専門職団体・関係団体・医療機関・金融機関  
・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター  
・民生児童委員協議会・保護者会・福祉団体 など
- アドバイザー：家庭裁判所・日本司法支援センター岩手地方事務所
- 事務局：盛岡広域成年後見センター

※ 連絡協議会に、実務者会議を置く。



## イ 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

### (ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

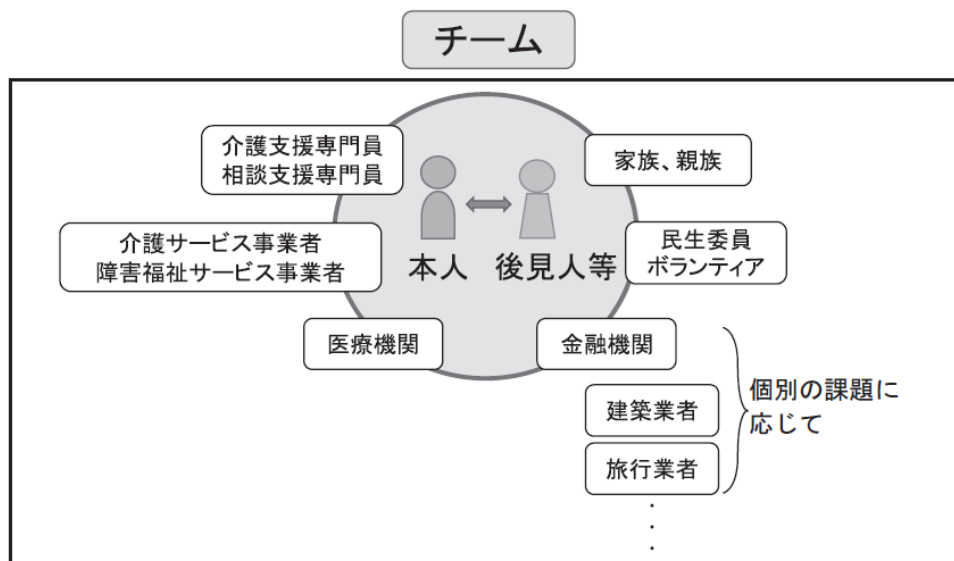
地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに法的な権限を持つ後見人が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進めます。後見人を含めたチームで対応することにより、後見人の孤立を防ぎ、後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、対応する仕組みを構築します。

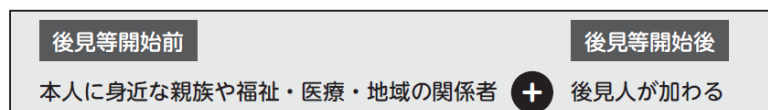
本町においては、地域ケア個別会議やサービス担当者会議等のケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけて支援を行います。

### 【チームとは】

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み



メンバー例：家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症患者医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、ボランティア、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成される。



※出典：市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き

(イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

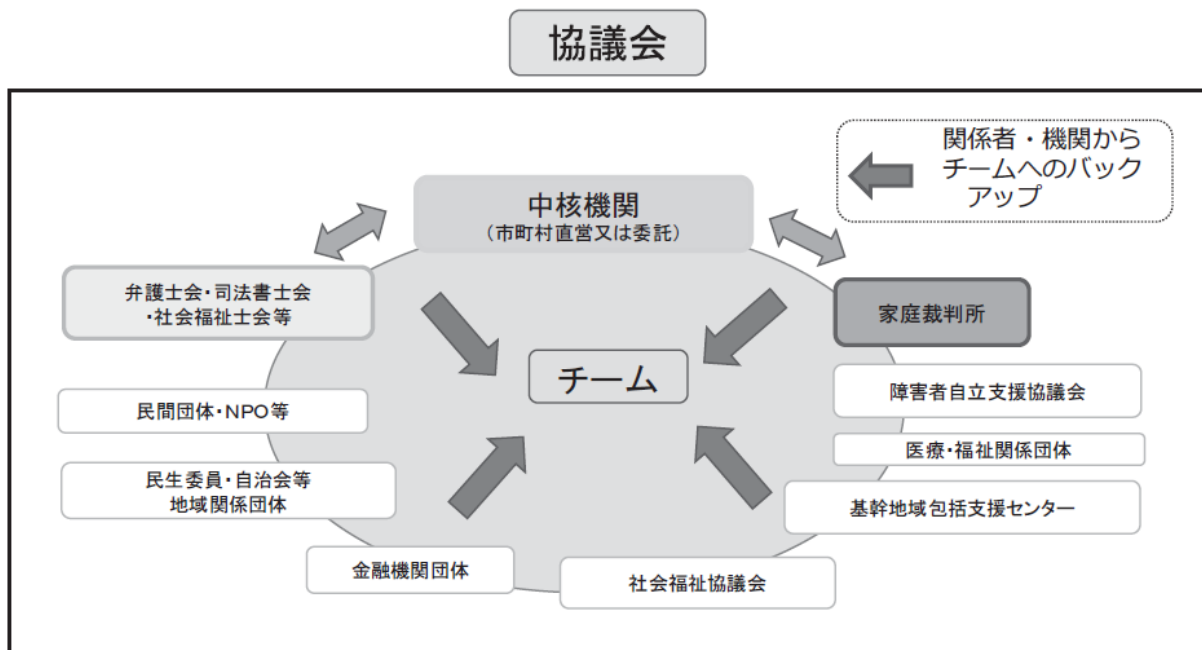
後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

具体的には、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

本町においては、盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町の5市町と各市町の社会福祉協議会、専門職団体等で構成する盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会を協議会として位置づけます。

【協議会とは】

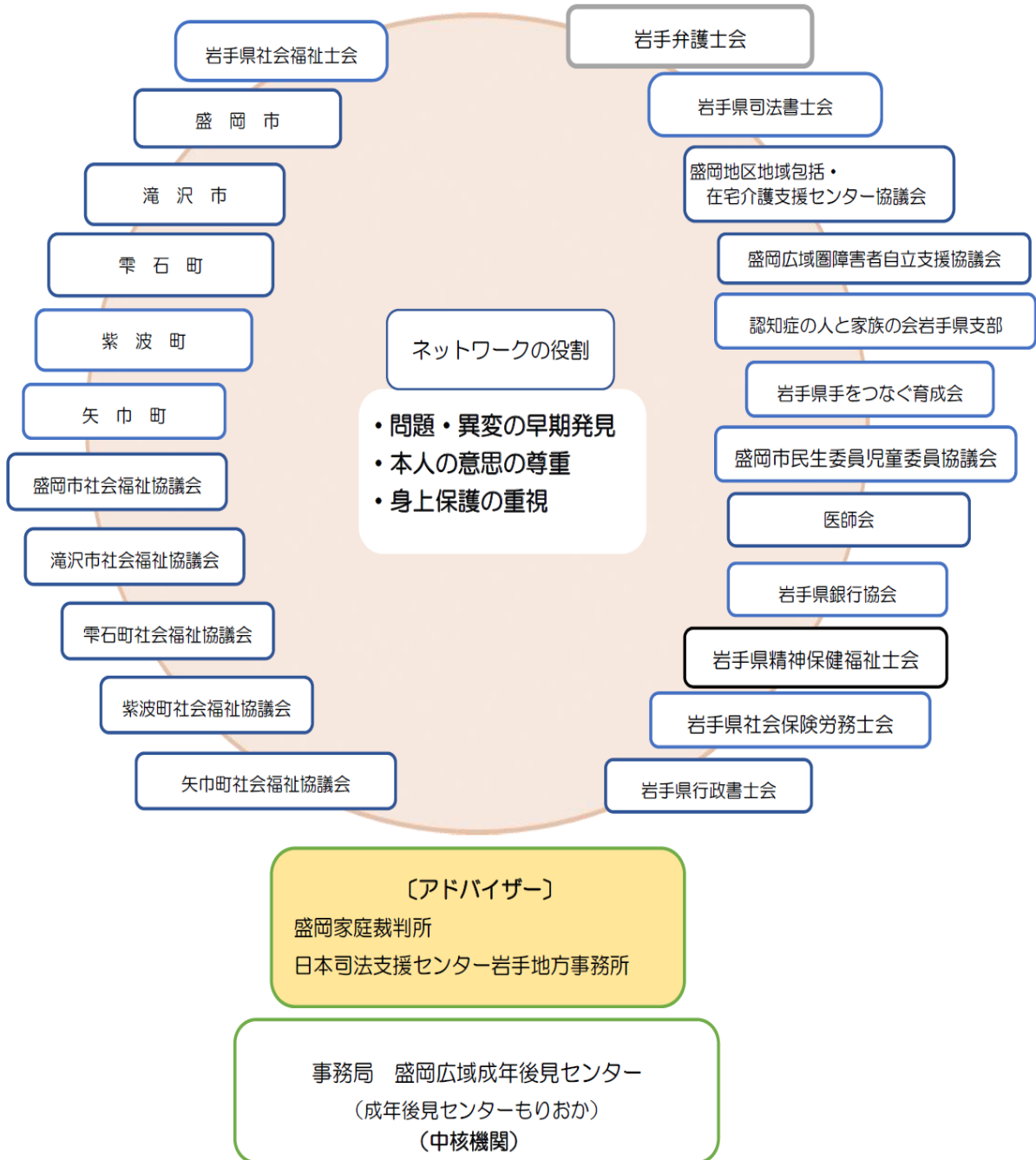
後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。



※出典：市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き

盛岡広域（5市町）における協議会のイメージ

【盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会】



## ウ 地域連携ネットワークの中核機関

地域連携ネットワークの中核となる機関（以下「中核機関」）は、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関で、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

本町においては、令和2年4月に盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町の5市町で共同設置した「盛岡広域成年後見センター」を中核機関として位置づけます。

## エ 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げる（ア）広報機能、（イ）相談機能、（ウ）成年後見利用促進機能、（エ）後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに（オ）不正防止効果にも配慮します。

### （ア）広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることができない人を発見し、支援につなげることの重要性や制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

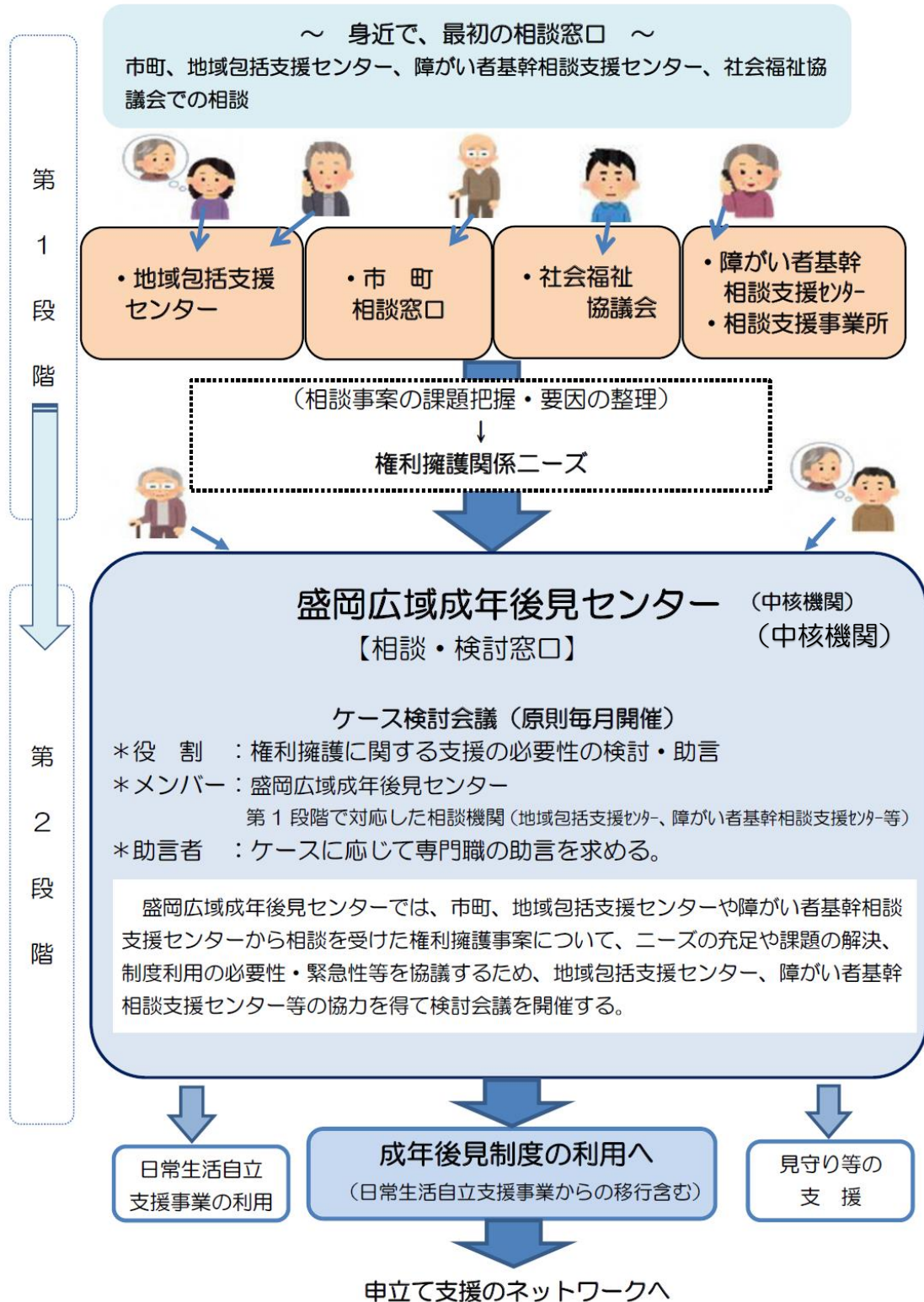
中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、町の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナーの企画等の広報活動が地域において活発に行われるよう配慮します。その際、任意後見や後見・保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意します。

### （イ）相談機能

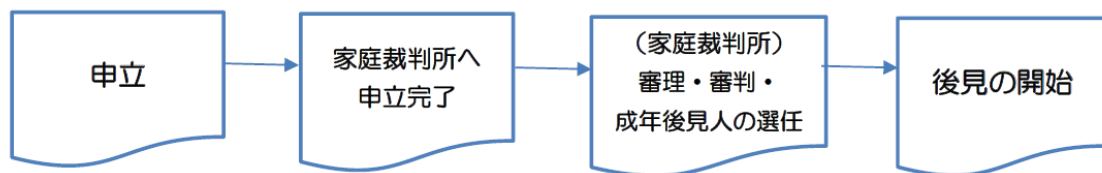
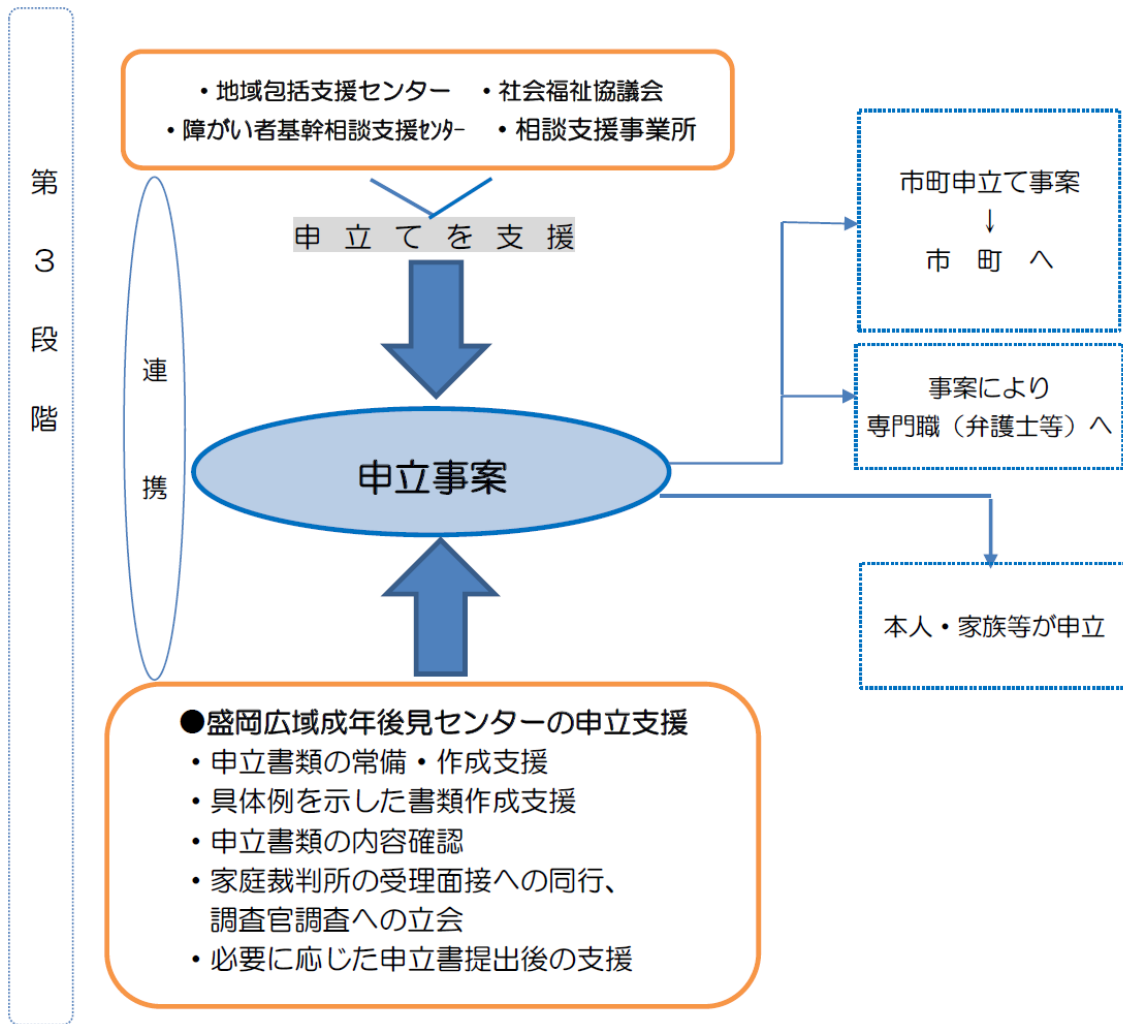
中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。成年後見制度の利用を必要とする人の発見から相談、申立等が円滑に行われるよう関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会等の支援を得て、権利擁護関係ニーズの精査と必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行います。その際、制度の利用を必要とする人にとって、最も身近な機関である地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮します。

また、相談者の状況等により窓口に来ることができない等の理由がある場合は、自宅や施設等に訪問し、相談対応を行うとともに、中核機関と町で協議のうえ、出張相談会等の開催し、相談しやすい体制づくりを構築します。

## 相談業務の流れ ～相談支援ネットワーク～



## ～申立て支援ネットワーク～



## (ウ) 成年後見制度利用促進機能

### a 受任者調整等の支援

#### ・親族後見人候補者の支援

後見人になるふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

#### ・市民後見人候補者等の支援

市民後見人による支援がふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

#### ・受任者調整（マッチング）等

中核機関は、町と連携して市民後見人候補者名簿を整備することにより、市民後見人の推薦体制を整えます。

また、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

#### ・家庭裁判所との連携

中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所との連携体制を整えます。

### b 担い手の育成・活動の促進

#### ・市民後見人の研修・育成・活用

中核機関は、平成 29 年度から盛岡広域 8 市町で取り組んでいる市民後見人養成講座を継続して開催するとともに定期的なフォローアップを行い、市民後見人の育成を推進します。

また、市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、中核機関において市民後見人の活動状況の定期的な確認、活動に対する指導や助言を行い、市民後見人が安心して活動できるサポート体制を構築します。

#### ・法人後見の担い手の育成・活動支援

若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障がい者の場合などは、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあることから、法人後見の担い手育成・活動支援について検討します。

### c 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

地域連携ネットワークを構築する中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制

度との連携を強化し、日常生活自立支援事業から成年後見制度への転換が望ましいケースのスムーズな移行等に努めます。

#### (エ) 後見人支援機能

中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ後見人と本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。専門的知見が必要であると判断された場合においては、法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

また、中核機関は必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その心情に配慮して行われるよう後見人を支援します。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係が良好でない場合や他の支援体制への切り替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために新たな後見人候補者を推薦するなどの方法によって後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう家庭裁判所との連絡調整を行います。

#### (オ) 不正防止効果

経済的虐待や横領等の不正の未然防止、不正行為があった場合でもその兆候を早期に把握し、被害を最小限に食い止めることが可能となるよう地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を構築し、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備します。

### オ 中核機関の設置・運営形態

#### (ア) 設置の区域

中核機関の設置の区域は、盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町とします。

#### (イ) 設置の主体

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が5市町の有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性などから、5市町共同で設置します。

#### (ウ) 運営の主体

中核機関には高い専門性と十分な知識・経験に基づいた活動が求められることから、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人を5市町が適切に選定し、委託により行います。



## 5 成年後見町長申立と報酬助成の実施

成年後見制度を利用したくても、自ら申立てることが困難、身近に申立てる親族がいない、申立の経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により、制度を利用できない人に対して、町長が申立てを行うとともに、成年後見制度利用促進支援事業として申立費用の支援や報酬助成等を実施し、制度の利用を支援します。

なお、報酬助成の実施に当たっては、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、町長申立に限らず、本人申立、親族申立等についても対象とすること、後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを中核機関及び広域5市町で協議・検討します。

## 6 計画の推進

国の「成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方である「ノーマライゼーション」、「自己決定権の尊重」、「財産管理のみならず身上保護も重視」に基づき、計画を実行していきます。併せて、定期的に計画の進捗状況等の点検・評価を行い、必要に応じて改善・調整を行います。



# 資 料 編

成年後見制度（法定後見制度）の種類

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	原則としてすべての法律行為	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定まる行為	申立てにより裁判所が定める行為（※2）
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	原則としてすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条第1項記載の行為（借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築など）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

その他

・補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

主な用語等解説

<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律 (成年後見制度利用促進法)</p>	<p>平成28年4月成立。成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。</p>
<p>国の成年後見制度利用促進基本計画 (国基本計画)</p>	<p>平成29年3月24日に、成年後見制度利用促進法に基づいて閣議決定された計画。基本計画にもとづいて、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととされています。</p>
<p>成年後見制度</p>	<p>成年後見制度は民法を基本とした制度で、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合など、本人に代わって法的に権限が与えられた代理人(成年後見人等)が保護し、支援をする制度です。</p> <p>成年後見制度には、民法に基づく法定後見制度と任意後見契約に関する法律に基づく任意後見制度の2つがあります。</p>
<p>成年後見制度 (法定後見制度)</p>	<p>法定後見制度は、本人の判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。</p> <p>法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人。以下、本手引きでは「成年後見人等」又は「後見人」と言う。)が、本人の利益を考えながら、家庭裁判所から付与された代理権(本人を代理して契約などの法律行為をする)、同意権(本人が自分で法律行為をするときに同意する)、取消権(本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す)を行使することによって、本人を保護・支援するものです。</p>

<p>成年後見制度 (任意後見制度)</p>	<p>任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思を尊重した適切な保護・支援をすることが可能となります。</p>
<p>権利擁護支援</p>	<p>認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人たちの権利を守るために、以下のような目的でなされる支援です。</p> <p>①「人権」としての権利：必要に応じて、適切になされる権利の回復（救済）。</p> <p>例・：老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）51条の11の2に基づく市町村長による申立て</p> <p>②「契約（当事者間の合意）」に基づく権利：必要に応じて、適切になれる権利の行使。</p> <p>例：福祉サービスや施設入所などの契約</p>
<p>町長申立</p>	<p>身寄りがないなどの理由で、申立をする方がいない場合、町長申立を行うことができます。</p> <p>(以下に掲げる事項のいずれにも該当する方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する方</li> <li>・認知症や知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分</li> <li>・配偶者及び四親等以内の親族がいない</li> <li>・上記の親族等がある場合は、その親族等による申立を見込めない</li> <li>・その他町長が必要と認める事項</li> </ul>
<p>権利擁護支援の 地域連携ネット ワーク</p>	<p>全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。</p> <p>「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念</p>

	<p>頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。</p> <p>各地域において、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、オ）不正防止効果に配慮することが求められています。</p>
チーム	<p>権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。</p> <p>後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たし、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。</p> <p>国基本計画では、必要に応じ、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされています。</p>
地域ケア個別会議	<p>市町村または地域包括支援センターが主催し、検討する事例のサービス担当者に限らず、地域の多職種の視点から課題の解決に向けた検討を行います。</p>
サービス担当者会議	<p>ケアマネージャーが主催し、利用者がそのニーズに応じたサービスを適切に活用できるようにケアマネジメントの一環として開催するものです。</p>
協議会	<p>後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。国基本計画では、期待される成果として、以下の事項が例示されています。</p> <p>①以下のような地域課題の検討・調整・解決</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること</li> <li>・ 多職種間での更なる連携強化を進めること</li> </ul> <p>②成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについて、家庭裁判所との情報交換・調整</p>
中核機関	<p>専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託）。</p> <p>「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能という4つの機能を段階的・計画的に強化していく上で、また、同ネットワークが、オ）不正防止効果を発揮していく上で、中核的な役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。</p> <p>国基本計画では、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、本「手引き」においては、中核機関の役割を以下の3点に集約して整理しています。</p> <p>ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」</p> <p>イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」</p> <p>ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」</p>
成年後見人等	<p>家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人を指します。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。</p> <p>成年後見人等に選任される主体としては、親族後見人、専門職後見人、市民後見人、法人後見実施団体等があります。</p>



市民後見人	<p>弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民が、市民後見人養成講座を受講し、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた第三者後見人等の候補者です。受任については、市民後見人単独での受任や市民後見人と専門職（弁護士等）との複数後見での受任があります。盛岡広域では令和2年度から市民後見人の受任が行われるようになったことから、複数後見での受任となっています。</p>
日常生活自立支援事業	<p>認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方が自立した社会生活を送れるよう福祉サービスの情報提供、利用手続き、利用料の支払いや日常生活の金銭管理を支援する制度。</p> <p>岩手県社会福祉協議会が実施主体となり、基幹社協である盛岡市社会福祉協議会と協力して事業を実施しており、矢巾町では2名の支援員を配置して活動を行っています。</p>

出典：厚生労働省ホームページ

法務省ホームページ

成年後見制度利用促進に関する法律

成年後見制度利用促進基本計画

矢巾町社会福祉協議会ホームページ

○成年後見制度の利用の促進に関する法律

(平成二十八年四月十五日)

(法律第二十九号)

第百九十回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二八年四月一五日法律第二九号

成年後見制度の利用の促進に関する法律をここに公布する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本方針（第十一条）

第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）

第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）

第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（平二八法二九・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
  - 二 保佐人及び保佐監督人
  - 三 補助人及び補助監督人
  - 四 任意後見人及び任意後見監督人
- 2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 成年被後見人
  - 二 被保佐人
  - 三 被補助人
  - 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者
- 3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。
- 4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

- 第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。
- 2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。
- 3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

## 第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年被後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年被後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

### 第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法に

より公表しなければならない。

(平二八法二九・一部改正)

#### 第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

(平二八法二九・全改)

#### 第五章 地方公共団体の講ずる措置

(平二八法二九・旧第六章繰上)

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(平二八法二九・旧第二十三条繰上)

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(平二八法二九・旧第二十四条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二八年政令第二一四号で、本文に係る部分は、平成二八年五月一三日から施行)

(平成三〇年政令第七四号で、ただし書に係る部分は、平成三〇年四月一日から施行)

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。



○矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例

令和元年 12 月 5 日

条例第 43 号

(目的)

第 1 条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、町の責務等を明らかにし、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等(法第 2 条第 2 項に規定する成年被後見人等をいう。以下同じ。)が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと、成年被後見人等の財産管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、町民の中から成年後見人等(法第 2 条第 1 項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。)の候補者を育成し、その活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

(町の責務)

第 3 条 町は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(関係者の協力)

第 4 条 成年後見人等、成年後見等実施機関(法第 2 条第 3 項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。)及び成年後見関連事業者(法第 2 条第 4 項に規定する成年後見関連事業者をいう。以下同じ。)は、町が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第5条 町民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、町が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の連携)

第6条 町、成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

(成年後見制度利用促進基本計画の策定等)

第7条 町長は、法第14条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、町内における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 町長は、前項の規定による基本計画を策定する場合において、広く町民の意見が反映されるように努めるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(地域連携ネットワークの構築等)

第8条 町長は、町民の権利擁護の支援のため、成年後見等実施機関、成年後見関連事業者及び関係団体との地域連携ネットワークを構築するものとする。

(財政上の措置)

第9条 町長は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(成年後見制度利用促進審議会の設置)

第10条 町長は、法第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するため、矢巾町成年後見制度利用促進審議会を置く。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年矢巾町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例施行規則

令和元年12月5日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例（令和元年矢巾町条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第2条 条例第10条の矢巾町成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療又は福祉関係者
- (2) 弁護士、司法書士又は社会福祉士の職にある者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審議会の所掌事務)

第3条 審議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 条例第7条の規定による町内における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。
- (2) 条例第8条の地域連携ネットワークの構築に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関すること。

(審議会の会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。  
(審議会の会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
- 5 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第6条 審議会の事務局その他成年後見制度の利用の促進に関し必要な庶務は、健康長寿課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○矢巾町成年後見制度利用促進審議会委員

所 属	役 職	氏 名	備考
紫波郡医師会	会長	木村 宗孝	副会長
矢巾町地域包括支援センター	所長	吉田 均	
紫波地域障がい者基幹相談支援センター	所長	田代 拓之	
岩手弁護士会 高齢者障がい者支援センター委員会	弁護士 委員	山崎 哲雄	
岩手県司法書士会	司法書士	下屋敷 俊介	
岩手県立大学社会福祉学部	准教授	宮寺 良光	会長
盛岡広域振興局	保健福祉環境部長	藤原 寿之	
矢巾町社会福祉協議会	事務局長	佐藤 由子	
岩手県行政書士会	行政書士	細川 榮子	
一般公募		作山 幸雄	

助言者

岩手県保健福祉部地域福祉課	主任主査	佐藤 健	
---------------	------	------	--

(順不同 敬称略)

矢巾町成年後見制度利用促進基本計画

令和3年3月

発行：矢巾町

〒028-3692 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

TEL：0119-697-2111(代表) FAX：019-698-1214

編集：矢巾町 健康長寿課